

## 子育て応援

## 妊娠・出産・赤ちゃんへの支援！

- 【1】 こども家庭センター
- 【2】 不育症検査費助成
- 【3】 多胎妊婦健康検査
- 【4】 妊婦一般健康検査
- 【5】 妊婦歯科健康診断
- 【6】 パパママひろば
- 【7】 妊産婦・乳児訪問事業
- 【8】 新生児聴覚検査事業
- 【9】 未熟児を健やかに育てる事業
- 【10】 産婦健康診査
- 【11】 産後ケア事業・・・生後1年未満
- 【12】 乳児一般健康診査・・・1歳未満
- 【13】 赤ちゃん健康相談
- 【14】 赤ちゃんとの初めての絵本応援事業



## 幼児の健康支援！

- 【15】 1歳6ヶ月児健康診査
- 【16】 2歳児親子歯科健康診査
- 【17】 3歳児健康診査
- 【18】 5歳児健康診査
- 【19】 生活習慣改善事業
- 【20】 予防接種
- 【21】 フッ化物塗布助成事業
- 【22】 乳幼児フッ化物普及啓発事業



# 子育て応援

## 子育て世帯への支援！

- 【23】 子育てサポートセンター事業
- 【24】 すこやか子育て支援事業
- 【25】 市内の保育園（園）認定こども園の一覧



## 色々な手当

- 【26】 「児童手当」支給事業
- 【27】 「児童扶養手当」支給事業
- 【28】 「特別児童扶養手当」支給事業
- 【29】 「障害児福祉手当」支給事業



## 小学生中学生への支援！

- 【30】 地域子ども教室推進事業
- 【31】 準要保護就学援助事業
- 【32】 学校給食費補助事業



## ひとり親家庭への支援！

- 【33】 自立支援教育訓練給付金
- 【34】 高等職業訓練促進給付金
- 【35】 母子父子寡婦福祉資金
- 【36】 母子寡婦福祉会
- 【37】 母子家庭等児童助成事業



# 子育て応援

## 病気やけがの時

- 【38】 夜間や休日の小児救急相談
- 【39】 小児の日曜診療所
- 【40】 諫早市こども準夜診療センターがあります！
- 【41】 休日・祝祭日などの休日に受信できる診療機関
- 【42】 福祉医療費支給事業（子どもの入院、通院費等）
- 【43】 福祉医療費支給事業（子どもや子どもを監護する父母の入院、通院費等）
- 【44】 福祉医療費支給事業（障害者手帳をお持ちの方）



## その他の支援

- 【46】 放課後児童健全育成事業
- 【47】 子育て家庭ショートステイ
- 【48】 雲仙市奨学金貸付事業
- 【49】 小・中学生遠距離通学補助
- 【50】 軽度・中等度難聴児補助器購入費助成事業
- 【51】 障害者タクシー助成事業
- 【52】 保育園等副食費助成事業



## 悩んだときの相談窓口

- 【53】 子育て相談利用者支援事業
- 【54】 家庭児童相談室
- 【55】 児童生徒サポートセンター事業
- 【57】 家庭ホットライン
- 【58】 親子ホットライン























令和6年度









雲仙市「子育て応援」









事業名	補助内容	QRコード	担当課
【1】 子ども家庭センター	■妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供、各種のご相談に応じます。		子ども支援課
【2】 不育症検査費用助成	■現在研究段階にある不育症検査（保険適用を見据え先進医療として実施されるもの）を受ける者の経済的負担を軽減するため、検査に要した費用の一部を助成します。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【3】 多胎妊婦健康診査	■多胎児を妊娠した妊婦が、妊婦一般健康診査に加えて受診する多胎妊婦健康診査について、受診費用を償還払いにより助成します。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【4】 妊婦一般健康診査	■妊婦一般健康診査の費用を「妊婦一般健康診査受診票」により、14回助成します。		子ども支援課 子ども健康班
【5】 妊婦歯科健康診査	■妊娠期の歯の健康のために、歯科健診を妊娠中に1回受診できます。		子ども支援課 子ども健康班
【6】 パパママひろば	■妊婦さんとその家族の方を対象とした出産に備えた教室です。		子ども支援課 子ども健康班
【7】 妊産婦・乳児訪問事業	■助産師、保健師、母子保健推進員がご自宅へお伺いし相談に応じます。		子ども支援課 子ども健康班
【8】 新生児聴覚検査事業	■新生児の聴覚検査費を助成します。（助成額：1検査 3,000円）		子ども支援課 子ども健康班
【9】 未熟児を健やかに育てる事業	■未熟児の入院に係る医療費の助成を行い、保健師等による家庭訪問を行います。		子ども支援課 子ども健康班
【10】 産婦健康診査	■出産後2か月未満に2回受診できます。 （受診票は母子健康手帳交付時に併せて発行）		子ども支援課 子ども健康班
【11】 産後ケア事業…生後1年未満	■対象 雲仙市にお住いの、産後1年未満のお母さんと赤ちゃん ■内容 授乳相談やおっぱいケア、沐浴、育児相談など ①訪問ケア：助産師が家庭を訪問します。①②合わせて6回まで。 ②デイケア：協力産婦人科医院等でサービスを受けます。①②合わせて6回まで。 ③ショートステイ：協力産婦人科医院に宿泊しサービスを受けます。利用者負担金はサービス内容により異なります。1回に出産につき7日以内。		子ども支援課 子ども健康班
【12】 乳児一般健康診査…1歳未満	■母子健康手帳を交付するときに発行する「乳児一般健康診査受診票」（2回分）を利用して、医療機関で受けましょう！		子ども支援課 子ども健康班
【13】 赤ちゃん健康相談	■1歳未満児とその保護者を対象に、身体計測や育児相談、栄養（離乳食）相談、歯科相談、子育て支援情報の提供等を実施します。		子ども支援課 子ども健康班
【14】 赤ちゃんとはじめての絵本応援事業	■赤ちゃん健康相談（生後3～4ヶ月児）のときに市民ボランティアによる赤ちゃんへの絵本の読み聞かせと、絵本1冊とおすすめ絵本リスト等を入れたコットンバッグ（ブックスタート・バッグ）をプレゼントします。		生涯学習課 生涯学習班
【15】 1歳6か月児健康診査	■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談（保健・栄養・歯科）、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。		子ども支援課 子ども健康班
【16】 2歳児親子歯科健康診査	■お子さんと保護者の歯科健診、相談を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。		子ども支援課 子ども健康班
【17】 3歳児健康診査	■身体測定や運動・精神発達の確認、診察、各種健康相談（保健・栄養・歯科）、歯科健診を行っています。 ■健診会場で希望者へのフッ化物塗布を実施しています。		子ども支援課 子ども健康班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【18】5歳児健康診査	■保護者及び通所している保育所等への質問票による健診を行っています。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【19】生活習慣改善事業	■乳幼児と保護者を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」をテーマにした健康教育を行います。	担当課へお問い合わせください	子ども支援課 子ども健康班
【20】予防接種	■定期予防接種 ■任意予防接種…インフルエンザ予防接種費用を一部助成します。 (生後6か月～中学3年生まで) ■造血細胞移植後の予防接種再接種費用助成…造血細胞移植等により、移植前に接種した定期予防接種の効果が期待できず再接種の必要があるとき、接種費用を助成します。		子ども支援課 子ども健康班
【21】フッ化物塗布助成事業	■フッ化物塗布助成券2回分交付（全額を助成）		子ども支援課 子ども健康班
【22】乳幼児フッ化物普及啓発事業	■保育所（園）、認定こども園等でのフッ化物洗口事業を推進します。		子ども支援課 子ども健康班
【23】子育てサポートセンター事業	■子育てを「応援して欲しい人」と「応援したい人」が登録して、お互い助け合いながら、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。援助を受けた会員は、協力してくれた会員に規定の報酬と実費を払います。 ■乳児（生後6か月）から小学6年生までが対象です。 ■援助できる事例 ・保育所や認定こども園、放課後児童クラブの送迎やその後の預かり援助 ・保護者の病気や急用時の援助 など ■お問い合わせ（担当） 雲仙市子育てサポートセンター TEL：0957-47-7874（直）、36-2500（代） （健康福祉部子ども支援課内）		子ども支援課 子育て支援班
【24】すこやか子育て支援事業 	■第2子以降が保育所や認定こども園に入園したときの保育料を免除します。 ■入所申込時に申請してください。		子ども支援課 子育て支援班
【25】市内の保育所（園）認定こども園の一覧	市内の保育所（園） 認定こども園の一覧はこちら ⇒		子ども支援課 子育て支援班
【26】「児童手当」支給事業	■中学校修了までの児童を養育している家庭に対し、手当を支給します。 ■支給額 ・0歳～3歳未満：1万5千円/月 ・3歳～小学校卒業まで 第1、2子：1万円/月、第3子以降：1万5千円/月 ・中学生：1万円/月 ・一定以上の所得世帯：5千円/月（特に所得が高い世帯 支給なし）		子ども支援課 子育て支援班
【27】「児童扶養手当」支給事業	■父または母がいない家庭、父または母が一定の障害の状態にある家庭などで18歳未満の児童を養育している人に対して手当を支給します。 (所得状況に応じて支給額が異なります。) ■支給額 全額支給45,500円（月額）、一部支給 45,490円～10,740円（月額） 第2子、第3子以降の児童には加算があります。 ※支給額については担当課へお尋ねください。		子ども支援課 子育て支援班
【28】「特別児童扶養手当」支給事業	■重度障害または中度障害のある20歳までの子どもを養育している方に対し、手当を支給します。 ■所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。		子ども支援課 子育て支援班
【29】「障害児福祉手当」支給事業	■重度の障害があるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅の方に対し、手当を支給します。 ■所得制限やその他の支給要件がありますので、担当課へお問い合わせください。		福祉課 障がい班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
【30】 地域子ども教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の人材を生かし、主に土曜日に公民館等で子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。</li> <li>■開催時期は、地区によって異なりますので、担当課にお尋ねください。</li> </ul>		生涯学習課 生涯学習班
【31】 準要保護就学援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経済的理由で小・中学校に在学する子どもの就学の費用に困っている保護者に、学用品費、学校給食費などの費用の一部を援助します。</li> </ul>		学校教育課 教育指導班
【32】 学校給食費補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを目指すことを目的として、学校給食費等の補助を行います。</li> </ul>		学校教育課 教育指導班
【33】 自立支援教育訓練給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。</li> </ul>		子ども支援課 子育て支援班
【34】 高等職業訓練促進給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひとり親家庭の親が専門的な資格取得を目指して、6カ月以上養成機関で修業する場合に、生活費の一部を支給します。</li> </ul>		子ども支援課 子育て支援班
【35】 母子父子寡婦福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ひとり親家庭の親、寡婦、父母のいない子どもの経済的自立を応援するために、貸付を行います。</li> <li>■貸付金の種類や貸付期限などについては、担当課にお問い合わせください。</li> </ul>		子ども支援課 子育て支援班
【36】 母子寡婦福祉会	<p>《母子寡婦福祉会》…母子家庭の母や、寡婦の人たちで組織されている福祉団体です！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■共に励ましあい、助け合いながら研修会や親子活動などを通して、仲間づくりを行っています。</li> <li>■年会費：1,000円</li> </ul>		子ども支援課 子育て支援班
【37】 母子家庭等児童助成事業	<p>《母子家庭等児童助成事業》…児童の放課後児童クラブの利用料の一部を助成します。（月額上限5,000円）</p> <p>次のいずれかに該当する放課後児童クラブを利用しているひとり親家庭</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている。</li> <li>②生活保護の支給を受けている。</li> <li>③公的年金及び遺族補償を受けており、前年の所得が児童扶養手当の一部支給停止の所得制限未満。</li> </ol>		子ども支援課 子育て支援班
【38】 夜間や休日の小児救急相談は・・・#8000	<ul style="list-style-type: none"> <li>■夜間や休日のおこさんの救急医療（病気、けが、応急処置など）に関することを電話で対応します。</li> <li>■毎日午後6時から翌朝8時まで、日曜祝日は全日</li> <li>■相談される場合は、「#（シャープ）8000」にお電話ください。</li> </ul>		健康づくり課 健康推進班
【39】 小児の日曜診療所があります！	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。）</li> <li>■診療時間：土曜日午後6時～日曜日午後5時 ※電話受付時間：土曜日午後5時30分～日曜日午後4時30分 ※必ず電話による受付後、来院してください。 ※日曜日以外の祝祭日の診療は行っていません。</li> <li>■電話番号：0957-63-0202</li> <li>■診療場所：長崎県島原病院 小児科外来室（島原市下川尻町7895番地）</li> <li>■持参するもの：健康保険証、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの</li> </ul>	長崎県島原病院に 問合せください。	健康づくり課 健康推進班

事業名	補助内容	QRコード	担当課
<p>【40】 諫早市こども準夜診療センターがあります！</p>	<p>■対象者：15歳（中学生以下）までの小児の内科疾患の急病者（やけど、骨折などの外科疾患は除きます。）</p> <p>■診療日：毎日</p> <p>■診療時間：午後8時～午後11時</p> <p>■診療受付：午後8時～午後10時45分までに来院し、受付を済ませて下さい ※必ず電話で症状を伝え、来院してください。</p> <p>■電話番号：0957-22-1380</p> <p>■診療場所：諫早総合病院 整形外科外来（1階）（夜間受付窓口で受付してください。）</p> <p>■持参するもの：健康保険証、母子健康手帳、福祉医療費受給者証、服用中の薬がわかるもの</p> <p>※悪天候等により、休診となる場合があります。</p>		<p>健康づくり課 健康推進班</p>
<p>【41】 休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関</p>	<p>休日・祝祭日などの休日に受診できる医療機関はこちら ⇒ 一般社団法人 南高医師会ホームページ</p>		<p>健康づくり課 健康推進班</p>
<p>【42】 《福祉医療費支給事業》（子ども支援課）</p>	<p>■18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子どもの入院、通院等の医療費を助成します。</p> <p>■助成額：個人負担（1医療機関1日800円、月上限1,600円）を控除した額 ※小学生以上は、領収書による申請が必要です。</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【43】 《福祉医療費支給事業》（子ども支援課）</p>	<p>■18歳に達する日以降の3月31日までの間にある子ども及びその子どもを監護する母・父の通院・入院した場合の医療費を助成します。</p> <p>■助成については、所得制限がありますので担当課にお問い合わせください。</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【44】 《福祉医療費支給事業》（福祉課）</p>	<p>■入院・通院の助成があるもの：身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1判定の方</p> <p>■通院のみ助成があるもの：精神障害者保健福祉手帳1級判定の方</p> <p>■助成割合については、条件等により異なりますので、担当課にお問い合わせください。</p>		<p>福祉課 障がい班</p>
<p>【45】 病児保育事業</p>	<p>■病気、回復期にある小学生以下の子どもの世話ができない時、子どもをお預かりします。</p> <p>■利用方法：事前に市に登録。利用の際には医療機関で入院の必要がないことの診断を受け、実施事業者に申し込んでください。</p> <p>施設型：くみに子ども園病後児保育センター TEL：0957-78-2286 えとう病後児サポートルーム（恵燈保育園内） TEL：0957-61-1020</p> <p>訪問型：長崎県看護協会病児・病後児保育センター（保育者が家庭を訪問してお世話をします。） TEL：0957-25-0807</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【46】 放課後児童健全育成事業</p>	<p>■事業の対象：雲仙市内に在住している、昼間、家庭において適切な育成を受けられない児童</p> <p>■制度の内容：児童の健全な育成を図るため、児童に対して遊びや生活の場を提供します。</p> <p>※詳しくは担当課へご相談ください。</p>		<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【47】 子育て家庭ショートステイ</p>	<p>■家庭での子育てが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で保護者に代わって一定期間児童を養育します。</p>	<p>担当課へお問い合わせください</p>	<p>子ども支援課 子育て支援班</p>
<p>【48】 雲仙市奨学資金貸付事業</p>	<p>■事業の対象：扶養者が1年以上市内に住民登録しており、経済的な理由により修学が困難で、学業・人物ともに奨学生としてふさわしい方（大学、専門学校、高等学校等に在籍している方）</p> <p>■制度の内容：次の奨学資金を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 月額1万2千円以内</li> <li>・専門学校等 月額1万5千円以内</li> <li>・大学等 月額2万円以内</li> </ul> <p>※貸付は無利子です。 ※他の奨学制度との重複貸与ができます。</p>		<p>総務課 総務班</p>

事業名	補助内容	QRコード	担当課
<b>【49】小・中学生 遠距離通学費補助 金</b>	<p>■事業の内容 保護者の教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、雲仙市立の小・中学校へ通学する児童・生徒の遠距離通学にかかる費用の一部を補助します。</p> <p>■事業の対象 ①学校統廃合に伴い、遠方の学校へ通学する児童・生徒への補助</p> <p>≪補助額≫ 通学のために利用する公共交通機関等の定期券の購入費用の全額 (定期券は学校を通じ現物支給いたします)</p> <p>②通学が一定の距離を超える児童・生徒への補助(区域外就学者等対象にならない場合があります)(小学生は、片道3km以上 中学生は、片道5km以上)</p> <p>≪補助額≫ 通学距離に応じた下記の額 ・小学生：3km～4km未満…年額 5,000円、4km以上 …年額 7,000円 ・中学生：5km～6km未満…年額 9,000円、6km以上 …年額11,000円</p>		総務課 総務班
<b>【50】軽度・中等 度難聴児補聴器 購入費助成事業</b>	<p>■対象者：以下の全てに該当する方 ①雲仙市に住所を有する18歳未満の方。 ②両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上の方。 (ただし、指定医師が必要と認める場合はこの限りではありません。) ③身体障害者手帳の対象者でない方。 ④補聴器の装用に言語の習得等一定の効果があると医師から判断された方。</p> <p>■支援内容：補聴器の購入にかかる費用の一部(基準価格と購入額のいずれか低い方の約2/3)を助成します。</p>		福祉課 障がい班
<b>【51】障害者 タクシー助成事業</b>	<p>■対象者：雲仙市内に住所を有しかつ現に居住している、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。</p> <p>■支援内容：タクシーの利用料金の一部を補助します。 障害者：3割引券(上限800円)72枚 重度障害者：800円割引券72枚 特定疾病で通院される場合は最大108枚 透析で通院される場合は最大144枚 年度途中で新たに対象者となった方には、該当月に応じた枚数を交付します。</p>		福祉課 総務高齢班
<b>【52】保育園等副 食費助成事業</b> 	<p>■幼児教育無償化に伴い、無償化の対象外として保育園等で徴収されることとなる1号認定・2号認定の食材料費(副食費)を市から保育園等へ補助金として支出することにより保護者の負担を軽減します。</p>	担当課へ お問い合わせ ください	子ども支援課 子育て支援班
<b>【53】子育て相談 利用者支援事業</b>	<p>■子育てに関すること全般において相談できる窓口です。 子育てが家庭がそれぞれのニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・助言を行います。保育園・認定こども園の入園、一時預かりなど、お子さんに関する相談に応じます。 TEL 0957-47-7874(直)、36-2500(代)</p> <p>■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時00分まで ※健康福祉部子ども支援課子育て支援班</p>	担当課へ お問い合わせ ください	子ども支援課 子育て支援班
<b>【54】家庭児童 相談室</b>	<p>■18歳未満までのお子さんとその家庭を対象として、次の相談に応じます。 ・育児不安 ・虐待 ・非行 ・心身障害 ・養護 など TEL 0957-47-7874(直)、36-2500(代)</p> <p>■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内</p>		子ども支援課 子育て支援班
<b>【55】児童生徒サ ポートセンター事業</b>	<p>■不登校児童生徒及びその保護者を支援します。 ■利用については、まず学校に相談してください。</p>	担当課へ お問い合わせ ください	学校教育課 教育指導班
<b>【56】家庭ホット ライン</b>	<p>■虐待されている、若しくは疑われる子どもを発見したらお電話下さい。 TEL 0120-928-471 ■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時15分まで ※健康福祉部子ども支援課内</p>		子ども支援課 子育て支援班
<b>【58】親子ホット ライン</b>	<p>TEL 0120-96-7947 ■いじめや不登校でお悩みの方は電話下さい。 ■月曜から金曜(祝祭日などのお休みの日以外)の午前8時30分から午後5時00分まで ※教育委員会 学校教育課内</p>	担当課へ お問い合わせ ください	学校教育課 教育指導班